



令和2年3月18日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都特定個人情報の保護に関する条例第24条第2項の  
規定に基づく諮問について（答申）

令和2年1月30日付31主資固第300号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課事務（不動産取得税）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

## 別紙

### 「地方税の賦課事務（不動産取得税）に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

#### 第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課事務（不動産取得税）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

#### 第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（不動産取得税）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

##### 1 委託の取扱いについて

- (1) 委託及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認された。
- (2) 当該事務の情報処理業務委託においては、委託先従事者が税務総合支援システムの端末を使用し、入力作業を行うこととなるが、委託先従事者の使用するユーザIDの設定に際しては、委託業務を行う上での必要最小限の権限のみ付与し、当該IDを使用する期間のみ有効とする等、委託先のリスクを軽減させるための措置を講じている。引き続きアクセス権限の打鍵テストを行い、権限設定を確実に行うなど、適正な一元管理に努めること。

##### 2 市町村からの情報取得について

当該事務では、不動産の所有権移転を把握するために、不動産登記等の情報を通知書として各市町村から入手している。通知書の入手に当たっては、都税事務所の職員が庁有車を使用し、各市町村に赴き入手しているが、受け取った通知書は鞆に収納し、帰庁するまで常時携帯することや受け取り後、速やかに帰庁し内容を確認する等、紛失・盗難防止策を適切に行っている。今後も引き続き各市町村からの通知書受取体制について厳格な運用管理に努

めること。

### 3 操作履歴データの管理について

税務総合支援システムでは、端末使用における操作時間や操作内容等の操作履歴を全て記録しており、データベースに関しては、いつどの情報にアクセスし、抽出したかについて確認することができる仕様となっている。さらに、操作履歴データはアクセス制御により改ざんや削除ができないように安全管理措置が講じられている。

今後も引き続き定期的に操作履歴を確認するなど、適正な一元管理に努めること。

### 4 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

## 第3 審議経過

年月日	審議経過
令和2年1月30日	諮問
令和2年2月12日から 同月17日まで	本評価書案概要説明・審議 (第47回特定個人情報保護評価部会)
令和2年2月26日	審議(第48回特定個人情報保護評価部会)
令和2年3月18日	「地方税の賦課事務(不動産取得税)に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏